

○八重瀬町特定集客施設の設置等に関する指導要綱

(令和2年12月1日告示第52号)

(目的)

第1条 この告示は、特定集客施設の設置等に関する必要な事項を定めることにより、近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定集客施設 ホテル、旅館、セレモニーホール、結婚式場、神社、寺院、教会等宗教施設、葬祭場、バッティング練習場、ゴルフ練習場、ぱちんこ屋、スロットマシン店、射的場、馬券・場外車券売場及びそれらに類する施設並びにそれらに関連する駐車場及び施設をいう。
- (2) 設置等 新築、改築若しくは増築又は用途変更若しくは使用方法の変更をいう。
- (3) 事業主 特定集客施設の建築等又は管理運営をしようとする者をいう。
- (4) 近隣関係住民等 特定集客施設の敷地境界から水平距離が100メートルの範囲内にある土地又は建築物の所有者、占有者及び居住者並びにその範囲に存する事業関係者等及び自治会等の長をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第8条に規定する環境整備事項及び第9条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう特定集客施設の設置又は管理運営を行い、近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から特定集客施設の設置等に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 特定集客施設の設置等をしようとする事業主は、第6条に規定する標識を設置する前に、事前協議書(様式第1号)を町長に提出し、当該事業の計画内容及びこの告示に定める事項について協議を行うものとし、町長の意見を求めるものとする。ただし、町長が事前協議不要と認めた場合は、その限りではない。

(標識の設置及び報告)

第6条 事業主は、特定集客施設の設置等をしようとするときは、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、当該計画敷地内の見やすいところに標識(様式第2号)を設置し、その旨を標識設置(変更)届(様式第3号)により町長に提出するものとする。

- 2 前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも 60 日前から設置するものとする。
 - (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築確認申請(以下「確認申請」という。)又は建築工事届の日
 - (2) 確認申請に伴う許可(建築基準関係規定によるものを含む。)又は認定の手続を行おうとする日
 - (3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為許可申請、建築物の新築等許可申請及び開発許可等不要証明願の日
 - (4) 沖縄県県土保全条例に基づく開発行為に係る事前協議申出の日
 - (5) 八重瀬町開発行為の手続等に関する条例に基づく協議申出の日
 - (6) 都市計画法及び建築基準法に基づく地区計画届出の日
 - (7) 土地区画整理法(昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号)に基づく第 76 条第 1 項許可申請の日
 - (8) その他関係法令等により許認可等の必要がある場合は、その手続を行おうとする日
- 3 第 1 項に規定する標識は、特定集客施設の設置等が完了する日までの間、設置するものとする。

(説明会等)

第 7 条 事業主は、特定集客施設を設置しようとするときは、前条第 1 項に規定する標識を設置した日から 14 日を経過した日以後速やかに、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会及び戸別訪問等(以下「説明会等」という。)の方法により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 特定集客施設の敷地の形態、及び規模並びに敷地内の建築物、付近の建築物の位置の概要
 - (2) 特定集客施設の規模、構造及び用途
 - (3) 特定集客施設に関連する自動車駐車場計画及び施設
 - (4) 特定集客施設の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響とその対策
 - (5) 特定集客施設の工期、工法及び作業方法並びに工事による危害防止策
 - (6) 特定集客施設の管理運営体制及び営業形態
- 2 事業主は、近隣関係住民等に対し第 1 項の説明会等を実施したときは、その内容について近隣関係住民等説明報告書(様式第 4 号)を町長に提出するものとする。
 - 3 事業主は、近隣関係住民等から個別に設置計画等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。この場合において、当該説明を行った後速やかに町長に近隣関係住民等説明報告書を提出するものとする。
 - 4 事業主は、特定集客施設の設置及び管理運営によって生じた全ての紛争等について、解決するために誠意をもって対応するものとする。

(環境整備事項)

第8条 事業主は、特定集客施設の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

- (1) 特定集客施設に関連する自動車駐車場は、収容数の規模に応じて適切に敷地内又はその近傍地に確保することとし、特定集客施設の用に供する車両の駐車場も適切に確保すること。
- (2) 特定集客施設の外壁やこれに代わる柱等の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上(地区計画区域については、地区計画の規定に準ずること)確保することとし、樹木等により緑化の推進に努めること。
- (3) 特定集客施設の開口部等に樹木等による緑化により隣地に対して配慮すること。
- (4) 特定集客施設の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営事項)

第9条 事業主は、特定集客施設の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 特定集客施設の設置により、自動車による違法駐車・交通渋滞等が予測される場合は、近隣の駐車場を適切に確保等することとし、路上駐車及び他施設等への駐車禁止対策並びに交通渋滞及び事故の防止に努めること。
- (2) 近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう特定集客施設の防音対策及び防臭対策等を行うこと。
- (3) 廃棄物及び排水を適正に処理すること。
- (4) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(計画変更及び事業主変更)

第10条 事業主は、第5条の規定により事前協議書に係る特定集客施設の計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(計画内容の継承)

第11条 事業主は、第5条の規定により提出した事前協議書等に係る特定集客施設を譲渡し、又は賃貸する場合は、計画内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告)

第 12 条 町長は、第 5 条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議書の計画内容等を実行しない事業主(協議中の事業主等を含む。)に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

事前協議書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

標識

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

標識設置(変更)届

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

近隣関係住民等説明報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

計画変更届

[別紙参照]